

## 学びの場の紹介

児童生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていける「学びの場」が大切です。

### 通常の学級での指導

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒や支援の必要な児童生徒については、個々の実態に応じて指導内容や指導方法を工夫することとされています。

各学校では、個別の指導計画を作成するなど、個々の児童生徒の実態に応じた指導を行っています。

### 通級による指導

通級による指導は、小・中・高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒について、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別の場で受ける教育形態です。

通級による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD等を対象としています。

### 特別支援学級での指導

小・中学校等に設置された、少人数の学級です。児童生徒の障害の状態等に応じた指導を行います。京都府内には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の学級があります。教科等によっては通常の学級で学習することもあります。

### 特別支援学校での指導

特別支援学校には、小学部、中学部、高等部を設置しており、うち盲学校、聾学校には幼稚部も設置しており、原則として幼稚園、小・中・高等学校等と同じ教育を行うほか、主として知的障害及び肢体不自由の児童生徒の教育を進めています。

### 発達障害とは・・・？

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。  
(発達障害者支援法)



府内の小学校